



建築基準法改正により 防火設備〈防火シャッター・防火ドア〉の 定期検査・報告が義務化されました。

【2014年6月4日公布、2016年6月1日施行】

改正された建築基準法は、報告対象の建築物について
防火設備の維持管理を定期検査し報告する制度です。
定期検査報告により必要に応じて違反是正指導等を受けます。



シャッター・ドアメンテナンスの〈鈴木シャッター〉が
「防火設備定期検査報告」をサポートさせていただきます。

2013年診療所火災事故の発生により 改めて防火設備の維持管理の重要性が浮上しました。

制度改定の 背景

平成25年3月福岡県の診療所火災事故は、鉄筋コンクリート地上4階、地下1階建てを全焼し、死者10人、負傷者5人の犠牲者を出す惨事となったことはまだ記憶に新しいものです。被害拡大の要因は、温度ヒューズ又は熱感知器、煙感知器と連動する防火設備(防火ドア)が建物の7カ所に設置されていたが、いずれも作動しなかったという問題が明らかになりました。



なぜ火災事故は拡大したのでしょうか？

●発生後の検証による法令違反と原因(※防火設備に関する内容のみ抜粋)

防火設備:煙感知式にすべきものが旧式の温度ヒューズ式等のままであった

防火区画:増築された吹き抜け部分に設置すべき防火設備が設置されていない

消防法による消防設備点検は行われていたが、防火設備そのものの点検は未実施であった

事故後、国土交通省が全国の病院と診療所を対象に実施した緊急点検を実施

緊急点検で防火設備に建築基準法違反を指摘された施設のうち、6割近くが手つかずのまま是正が進んでいないことが、同省の調査などで分かりました。

①防火設備の状況

緊急点検対象 ……………16,087件
建築基準法令への不適合 …1,724件

②無届による増改築等の有無及び無届による増改築等があった場合の当該部分の建築基準法への適合状況

緊急点検対象……………16,087件
無届による増改築……………541件
建築基準法令への不適合 ……389件

このような防火設備の不備による事故の再発防止の検討がなされ、防火設備の維持管理に対する強化が必要となり、今回の建築基準法改正に至っています。

緊急点検の結果を受けて打ち出された対策

- ・防火設備の検査基準設定 ・検査員の資格制度
- ・検査、報告対象を国が定め、その他を地方自治体(特定行政庁)が定める



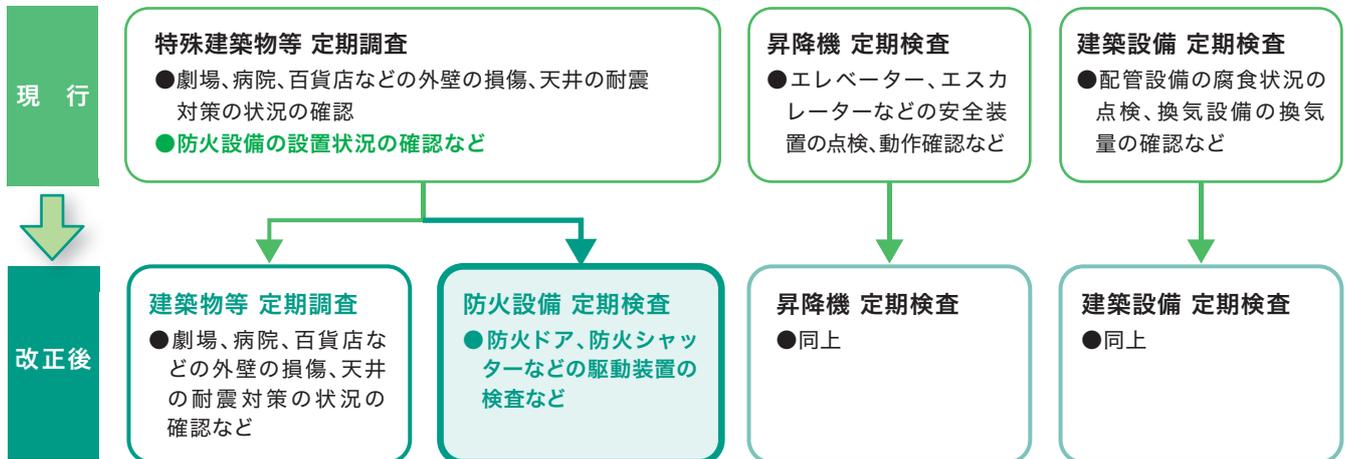
建築基準法の一部改正法律案が発表されました。(平成26年3月 国土交通省 プレスリリースより抜粋)

1. 背景 より合理的かつ実効性の高い建築基準制度を構築するため、木造建築関連基準の見直し、構造計算適合性判定制度の見直し、容積率制限の合理化、建築物の事故等に対する調査体制の強化等の所要の措置を講ずる。
2. 概要 (6)定期調査・検査報告制度の強化
建築物や建築設備等についての定期調査・検査制度を強化し、防火設備についての検査の徹底などを講ずることとする。

防火設備の検査制度が、 専門的な定期検査を行なう報告対象となります。

制度改正の 概要

1 建築基準法の定める定期調査 / 検査の改定ポイント



2 対象となる建築物・設備

不特定多数の者が利用する建築物など安全性の確保を徹底すべき建築物は国が定め、それ以外の建築物等は地方自治体(特定行政庁)によって指定されます。

〈主な指定対象用途〉

○劇場、映画館、公会堂など ○病院、診療所、旅館、ホテル、など ○体育館(学校に附属しないもの)、博物館、美術館、図書館など ○ボーリング場、スケート場、水泳場など ○百貨店、マーケット、展示場、遊技場、公衆浴場、店舗など 不特定多数の者が利用する施設

〈対象防火設備〉

●随時閉鎖式の防火シャッター(耐火クロススクリーンを含む) ●随時閉鎖式の防火ドア

対 象	例 外
○指定対象建築物 ^{※1} の防火専用及び管理併用の防火設備	常時閉鎖式 ^{※3} の防火設備・
○病院、有床診療所または就寝用福祉施設 ^{※2} の防火設備	防火ダンパー・外壁開口部の防火設備

※1 詳細はP3を参照 ※2 該当する用途部分の床面積が200㎡以上のもの

※3 普段は閉鎖された状態となっており、開放してもドアクローザーなどで自動的に閉鎖状態に戻る方式のもの。

対象建物についての
詳細 → P3

防火設備点検内容の
詳細 → P4

3 検査・報告義務

検査対象の建物所有者は、専門資格者に検査を委託し、その結果を地方自治体(特定行政庁)への報告が義務化されます。

●定期点検・報告時期

民間等の防火設備	6ヶ月～1年までの間隔をにおいて特定行政庁が定める時期
国・特定行政庁の防火設備	1年以内ごと

検査・報告の流れと
詳細 → P5・P6

4 罰則規定

建築基準法に準じる。

- 是正命令違反(建築基準法 第98条 第1項): 3年以下の懲役又は300万円以下の罰金(法人の場合: 1億円以下の罰金)
- 無報告・虚偽報告(建築基準法 第101条 第2項): 100万円以下の罰金(法人も同じ)

定期検査・報告の対象は、 不特定多数の者が利用する建築物です。

対象建築物の 詳細

検査対象となる建物(用途)については、国が法令により一律に定め、
国が定めた以外をさらに地方自治体(特定行政庁)が地域の実績に応じた指定をすることになります。

●国が指定する対象建築物^{※1}の用途と規模[政令指定]

対象用途	対象用途の位置・規模 ^{※2} (いずれかに該当するもの)
劇場、映画館、演芸場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③主階が1階にないもの ④地階にあるもの
観覧場(屋外観覧場を除く)、公会堂又は集会場	①3階以上の階にあるもの ②客席の床面積が200㎡以上のもの ③地階にあるもの
病院、有床診療所、旅館、ホテル、就寝用福祉施設*	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が300㎡以上のもの ^{※3} ③地階にあるもの
体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、 スケート場、水泳場、スポーツの練習場 (いずれも学校に付属するものを除く)	①3階以上の階にあるもの ②床面積が2,000㎡以上であるもの
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、 バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、 物品販売業を営む店舗	①3階以上の階にあるもの ②2階の床面積が500㎡以上であるもの ③対象用途の床面積の合計が3,000㎡以上であるもの ④地階にあるもの

※1 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外。 ※2 該当する用途部分の床面積が、100㎡超のものに限る

※3 病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る

*就寝用福祉施設の詳細

就寝用福祉施設(下表に掲げる用途)については、利用者が高齢者、障害者、妊産婦など火災時の避難に時間を要すると考えられる状態であること、就寝時には火災の発生に気付くのが遅れるということに配慮し、避難上の安全を確保する観点から、定期報告の対象として指定している。

- サービス付き高齢者向け住宅 ※「共同施設」「寄宿舎」「有料老人ホーム」のいずれかに該当
- 認知症高齢者グループホーム、障害者グループホーム ※「寄宿舎」に該当
- 助産施設、乳幼児院、障害児入所施設、助産所
- 盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設
- 老人短期入所施設 ○小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護の事業所 ※「老人短期入所施設」に該当
- 老人デイサービスセンター(宿泊サービスを提供するものに限る)
養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ※「老人短期入所施設」に該当
- 母子保健施設
- 障害者支援施設、福祉ホーム、
障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行なう事業に限る)の事業所(利用者の就寝用に供するものに限る)

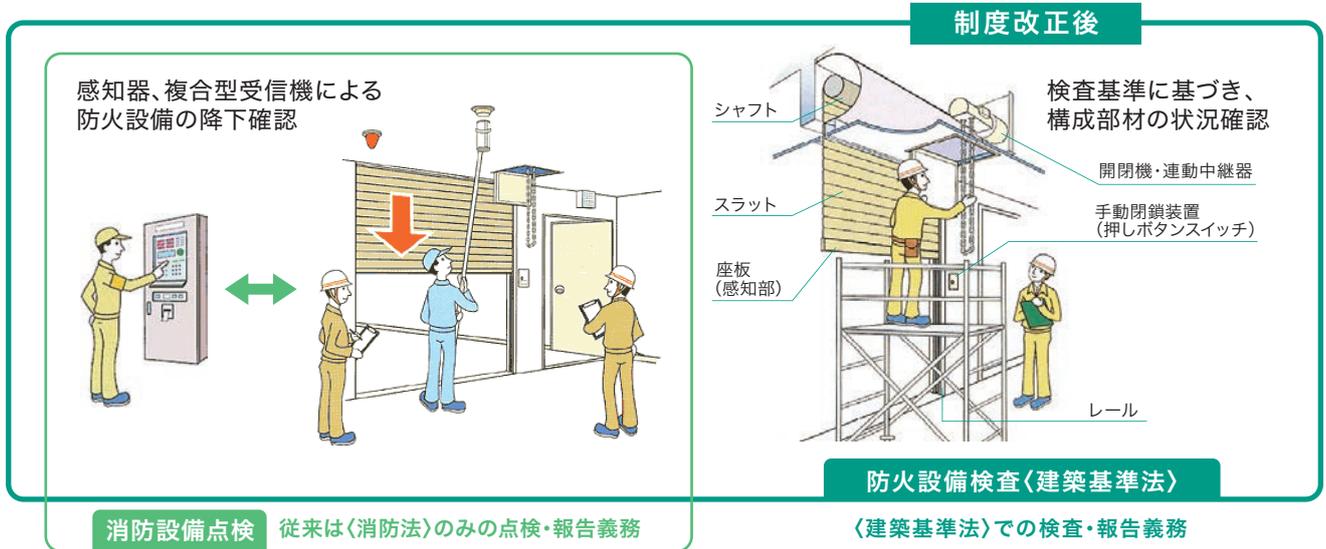
●地方自治体(特定行政庁)が指定する可能性のある対象建築物

対象用途
国が指定した対象用途の規模以外のもの 学校または体育館(学校に付属するもの)・事務所、工場、倉庫など

新しい防火設備と消防設備の両方の 維持管理が必要になります。

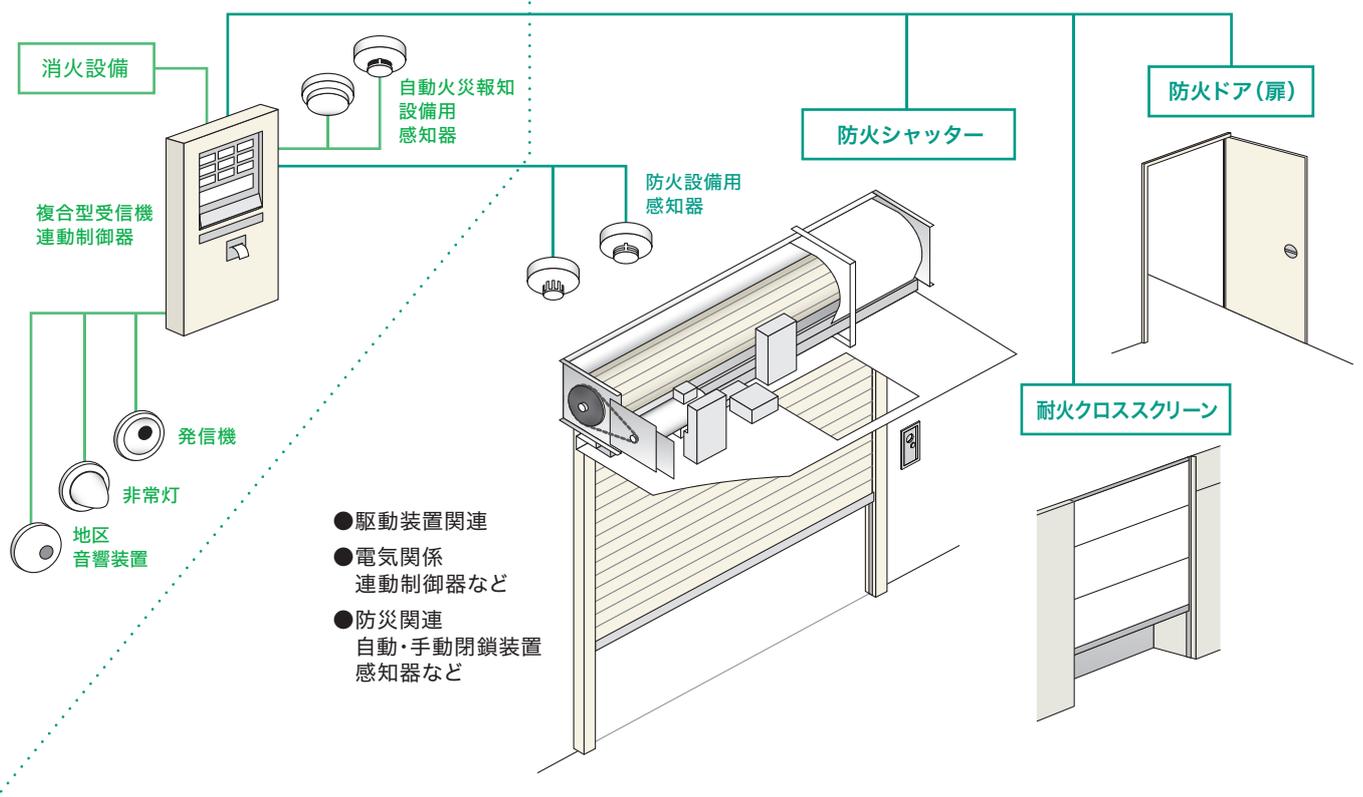
検査の 内容

従来の消防設備点検では、防火設備(ドア・シャッター)そのものの点検はしていませんでした。防火設備が正しく動作するかどうかは建築基準法の範囲になり、消防設備点検と防火設備検査の両方の報告が必要となります。



●消防設備点検と防火設備検査(新施行)の検査対象範囲

消防設備点検	法規:消防法	防火設備検査	法規:建築基準法
役割:警報により火災発生 of 通報 点検内容:感知器及び感知器と連動する複合型受信機		役割:火災時の避難経路確保、延焼拡大防止(防火区画) 検査内容:防火ドア、防火シャッターなどの駆動装置の検査、感知器と連動させた動作確認	



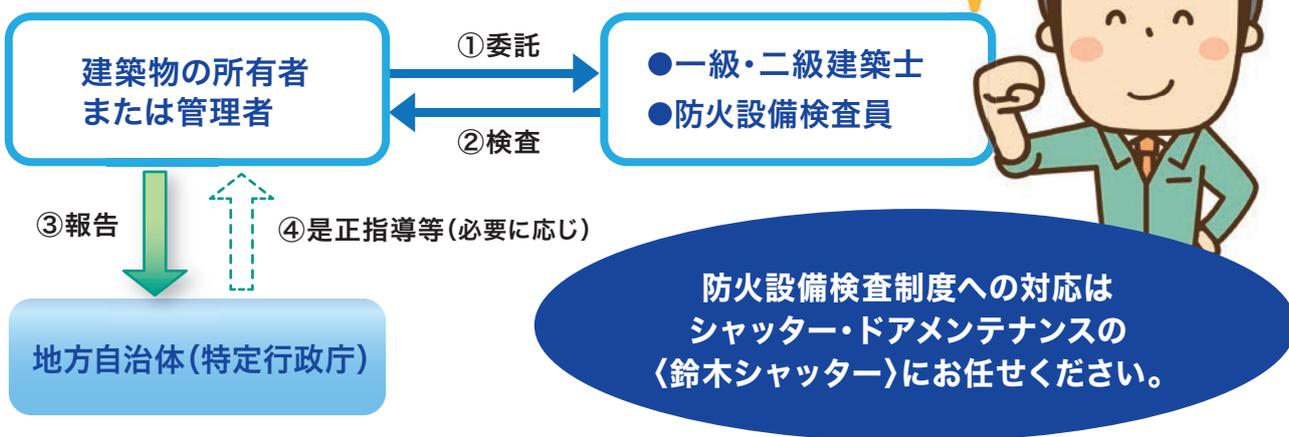
防火設備検査は、専門の資格者が行い、 地方自治体に報告しなければなりません。

検査の 方法

防火設備検査は、防火シャッターの駆動装置や動作確認まで、検査には専門知識と技術を要する必要があるため、一級・二級建築士 または新たに導入される防火設備検査員が検査することとなっています。

防火設備検査員の資格証は、国土交通大臣より交付される国家資格となります。

●検査から報告までのフロー



●検査報告書類

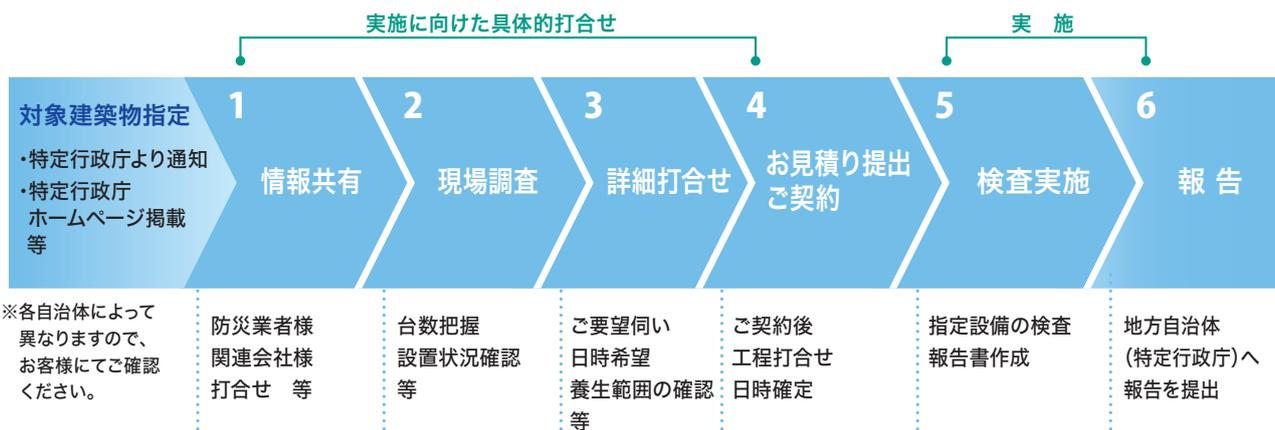
防火設備の定期検査報告書は、各物件単位で、防火設備に応じて4～5種類の報告書が必要になります。

書類名称	内容
①定期検査報告書	所有者、管理者、報告対象建築物、防災設備詳細などを記入
②定期検査報告概要書	
③検査結果表	4種類あります。物件単位で該当する設備それぞれが必要になります。 ^{※1} 1.防火扉 2.防火シャッター 3.耐火クロススクリーン 4.ドレンチャーその他の水幕を形成する防火設備
④検査結果図	各階の平面図を添付し、検査対象防火設備の設置箇所を記入
⑤関係写真	「要是正」とされた項目の 検査項目、写真、特記事項を記入 ※検査において「要是正」と判断された設備がある場合にのみに必要となります。

(P6に一部を紹介)

※1(例) 防火扉20台と防火シャッター10台の物件の場合
防火扉、防火シャッターの検査結果表が各1部必要になります。

●通知から報告までの流れ



①(定期検査報告書)

整理番号 - -

第三十六号の八様式(第六条関係) (A4)

定期検査報告書
(防火設備)
(第一面)

建築基準法第12条第3項の規定により、定期検査の結果を報告します。この報告書に記載の事項は事実と相違ありません。

特定行政庁 様

平成 年 月 日

報告者氏名 印

検査者氏名 印

【1. 所有者】
 【イ. 氏名のフリガナ】
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 郵便番号】
 【ニ. 住所】
 【ホ. 電話番号】

【2. 管理者】
 【イ. 氏名のフリガナ】
 【ロ. 氏名】
 【ハ. 郵便番号】
 【ニ. 住所】
 【ホ. 電話番号】

【3. 報告対象建築物】
 【イ. 所在地】
 【ロ. 名称のフリガナ】
 【ハ. 名称】
 【ニ. 用途】

【4. 検査による指摘の概要】
 要是正の指摘あり (既存不適格) 指摘なし

※受付欄	※特記欄	※整理番号欄
平成 年 月 日		
第 号		
係員印		

①(定期検査報告書-二面)

(第二面)

防火設備の状況等

【1. 建築物の概要】
 【イ. 階数】 地上 階 地下 階
 【ロ. 建築面積】 m²
 【ハ. 延べ面積】 m²

【2. 確認済証交付年月日等】
 【イ. 確認済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
 【ロ. 確認済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()
 【ハ. 検査済証交付年月日】 昭和・平成 年 月 日 第 号
 【ニ. 検査済証交付者】 建築主事 指定確認検査機関 ()

【3. 検査日等】
 【イ. 今回の検査】 平成 年 月 日実施
 【ロ. 前回の検査】 実施 (平成 年 月 日報告) 未実施
 【ハ. 前回の検査に関する書類の写し】 有 無

【4. 防火設備の検査者】
 (代表となる検査者)
 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 防火設備検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ホ. 郵便番号】
 【ヘ. 所在地】
 【ト. 電話番号】
 (その他の検査者)
 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
 防火設備検査員 第 号
 【ロ. 氏名のフリガナ】
 【ハ. 氏名】
 【ニ. 勤務先】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
 【ホ. 郵便番号】
 【ヘ. 所在地】
 【ト. 電話番号】

【5. 防火設備の概要】
 【イ. 避難安全検証法等の適用】
 階避難安全検証法 (階) 全館避難安全検証法
 その他 ()
 【ロ. 防火設備】
 防火扉 (枚) 防火シャッター (枚)

③(検査結果表)

別記第二号 (A4)

検査結果表
(防火シャッター)

当該検査に關与した検査者	代表となる検査者	氏名	検査者番号
	その他の検査者		

番号	検査項目	検査事項	検査結果			担当検査者番号
			指摘なし	要是正	既存不適格	
(1)	設置場所の周囲状況	閉鎖の障害となる物品の放置の状況				
(2)		軸受け部のブラケット、巻取りシャフト及び開閉機の取付けの状況				
(3)		スプロケットの設置の状況				
(4)		軸受け部のブラケット、ベアリング及びスプロケット又はロープ車の劣化及び損傷の状況				
(5)		ロープチェーン又はワイヤーロープの劣化及び損傷の状況				
(6)	カーテン部	スラット及び駆板の劣化等の状況				
(7)		吊り元の劣化及び損傷並びに固定の状況				
(8)		劣化及び損傷の状況				
(9)	まぐさ及びガイドレール	劣化及び損傷の状況				
(10)	危険防止装置	危険防止用運動中継器の配線の状況				
(11)		危険防止装置用予備電源の劣化及び損傷の状況				
(12)		危険防止装置用予備電源の容量の状況				
(13)		駆板感知部の劣化及び損傷並びに作動の状況				
(14)		作動の状況				
(15)	検知器、熱線複合式感知器及び熱感知器	設置位置				
(16)		感知の状況				
(17)	駆動ヒューズ装置	設置の状況				
(18)	運動機構	スイッチ類及び表示灯の状況				
(19)		連絡接線の状況				
(20)		接地の状況				
(21)		予備電源への切り替えの状況				
(22)		劣化及び損傷の状況				
(23)		容量の状況				
(24)		自動閉鎖装置	設置の状況			
(25)	手動閉鎖装置	設置の状況				
(26)	総合的な作動の状況	防火シャッターの閉鎖の状況				
(27)		防火区画の形成の状況				

上記以外の検査項目

特記事項				
番号	検査項目	指摘の具体的内容等	改善の具体的内容等	改善(予定)年月

⑤(関連写真)

別添2様式 (A4)

関係写真

部位	番号	検査項目	検査結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他の
写真貼付			特記事項	

部位	番号	検査項目	検査結果	
			<input type="checkbox"/> 要是正	<input type="checkbox"/> その他の
写真貼付			特記事項	

(注意)
 ① この書類は、検査の結果で「要是正」とされた項目のうち、「既存不適格」ではない項目について作成してください。また、「既存不適格」及び「指摘なし」の項目についても、特記すべき事項があれば、必要に応じて作成してください。「要是正」の項目がない場合は、この書類は省略しても構いません。
 ② 記入欄が不足する場合は、粘付紙を貼付して記入してください。

守り続けるという約束。鈴木シャッター

百年以上、街の笑顔を守ってきたシャッターがあります。

創業から、高性能シャッター技術で、大規模な施設やビルの安心に貢献してきた〈鈴木シャッター〉。

積み重ねた技術を活かしながら、快適性やデザイン性をより高めた高品質な製品をご提供しています。

1903



創業時のシャッター

1927



大阪・芝川ビル

1929



旧富士銀行横浜支店

1932



銀座和光ビル

1960



岡山天文台

1982



筑波宇宙センター

1993



横浜ランドマークタワー

1996



フジテレビ本社ビル

2000



名古屋
JRセントラルタワーズ

2001



埼玉スタジアム

2003



六本木ヒルズ
森タワー

2009



名古屋
ミッドランドスクエア

2006



中之島ダイビル

2012



東京駅丸の内駅舎

2014



虎ノ門ヒルズ

to be continued...

いつもシャッターを安心・安全にご使用いただくために定期点検やお困りごとなど、〈鈴木シャッター〉へご相談ください。

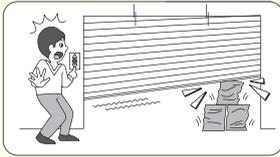
管理・メンテナンスも

- 消耗品交換時期等の管理が大変
- 安全装置(挟まれ防止)を設置したい
- 安全リスク・経年リスクを把握したい
- 修繕予算の中長期計画を立てたい

日常での修理も

SS24

- こんな時は、そのままの状態ですぐに鈴木シャッターにご連絡ください。当社の技術員が伺い修理いたします。



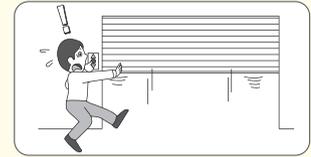
シャッターを障害物の上に降ろしてしまった。(障害物感知装置の取付けをおすすめします。)



シャッターに車などがあたり、変形破損させてしまった。



シャッターの開閉中に異常音が発生するようになった。



シャッターが所定の位置で停止しなくなった。押しボタンスイッチを押してもシャッターが作動しない。



鈴木シャッターは24時間フルメンテナンスサービスを実施しています



株式会社 鈴木シャッター

本社 〒170-0005 東京都豊島区南大塚1-1-4 Tel: (03) 3944-1111

仙台 ☎(022)745-0757	大阪 ☎(06)6956-6221
札幌 ☎(011)351-4288	京都 ☎(075)691-1811
埼玉 ☎(048)615-0350	神戸 ☎(078)646-3311
北関東 ☎(029)846-3070	北陸 ☎(076)265-5135
新潟 ☎(025)282-2211	広島 ☎(082)250-5633
東京 ☎(03)3944-1121	岡山 ☎(086)270-2588
立川 ☎(042)525-9117	松山 ☎(089)975-3230
千葉 ☎(043)246-9325	福岡 ☎(092)433-1715
横浜 ☎(045)641-7066	北九州 ☎(093)965-6677
川崎 ☎(044)211-7810	大分 ☎(097)567-7760
相模原 ☎(042)701-2212	熊本 ☎(096)334-5370
名古屋 ☎(052)571-3311	鹿児島 ☎(099)248-6636
静岡 ☎(054)254-2641	沖縄 ☎(098)901-0236
三島 ☎(055)983-1910	

- 当社は、当社商品のユーザー様及び流通業者様等の皆様の個人情報を商品納入にあたって取得し、将来にわたる品質保証、メンテナンスその他の目的のために利用致します。当社の個人情報の取り扱いについては詳しくは当社ホームページの「プライバシーポリシー」をご覧ください。

鈴木シャッターインターネットホームページ

<http://www.suzuki-sh.co.jp/>

ご用命は